

第10回 町議会 臨時会

令和6年第10回町議会臨時会が12月25日に開かれました。審議された議案は次のとおりです。

可決された案件

■ 令和6年度美郷町一般会計補正予算第12号

第1回 町議会 臨時会

令和7年第1回町議会臨時会が1月17日に開かれました。審議された議案は次のとおりです。

可決された案件

■ 令和6年度美郷町一般会計補正予算第13号



美郷町エネルギー・食料品等 価格高騰支援給付金（冬季給付）のお知らせ

町では、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響が続いていることから、経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

■対象世帯

令和6年12月13日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている非課税世帯※世帯全員が、住民税を課税されている方の扶養になっている場合は、支給対象外となります。

■給付内容

- ・1世帯につき30,000円
- ・「こども加算」として、平成18年4月2日以降に出生した児童1人につき20,000円※いずれも世帯主に支給されます。

■手続き方法

2月初旬、対象と見込まれる世帯宛てに確認書類を送付します。要件等を確認して必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

■提出期限

3月7日(金) ※期限厳守
※令和6年12月14日以降に出生した児童に係る「こども加算」については、**7月31日(休)まで**受け付けます。

美郷町灯油購入費緊急助成事業のお知らせ

昨今の灯油価格高騰が家計を圧迫していることから、経済的負担の軽減を図るため灯油購入費の助成を行います。

■対象世帯

令和6年12月13日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている、令和6年度個人住民税所得割が課されていない方のみで構成される世帯
※この場合の所得割は、定額減税前の所得割のことをいいます。
※次の場合は支給対象外となります。

- ・世帯全員が住民税を課税されている方の扶養になっている場合
- ・世帯全員が施設入所または長期入院中などで住所地に生活実態がない場合

■助成内容

1世帯につき6,000円

■手続き方法

2月初旬、対象と見込まれる世帯宛てに確認書類を送付します。要件等を確認して必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

■提出期限

3月7日(金) ※期限厳守

■その他

自宅に住所を置いたまま施設入所等している世帯にも申請書が届く可能性もありますが、対象になりませんのでご了承ください。

「美郷町生活支援券」の取扱店を募集します

町では、エネルギー・食料品等の価格高騰による経済的負担の軽減を図り、住民生活を支援するため、美郷町生活支援券の給付を計画していて、次のとおり取扱店を募集します。

対象要件◆町内において店舗等を有する事業者

募集期限◆2月10日(月)

※上記期限以降の応募は町ホームページへの掲載のみとなります。

手数料等◆登録料および換金手数料は無料です。

応募方法◆申請書を町商工観光交流課または美郷町商工会へ提出してください。

※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けています。

その他◆前回の「美郷町生活支援券」で取扱店として登録されていた事業者には、別途通知により意向を確認しています。

運送事業者等 エネルギー価格高騰対策支援金を給付します

ガソリン等のエネルギー価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対し、経営への影響緩和を図ることを目的に、支援金を給付します。

対象者◆町内に事業所を有する道路運送事業等を営む中小企業者または個人事業主

給付要件◆次の要件を全て満たすこと

- ①申請時点において、道路運送事業等に必要な許可または認定を全て有していること
- ②申請後においても、町内で道路運送事業等を継続する意思を有していること
- ③町税等の滞納がないこと

給付額・対象車両	道路運送事業等	給付額	対象車両
	貨物自動車運送事業(トラック・運送事業)	1台 当たり 1万円	・事業の用に供するもの(リース車両含む) ・町内事業所に配置され、自動車車検証が有効であるもの
	一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)		
	一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)		
	自動車運転代行業		

申請方法◆申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。また、町オンライン手続きから電子申請も可能です。下記URLまたは右記二次元コードから申請ください。



<https://logoform.jp/form/6mUw/880713>

申請書類◆①給付申請書(様式第1号)
②給付対象車両一覧(様式第2号)
③運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書などのいずれか(自動車運転代行業については都道府県公安委員会の認定書)の写し
④対象車両の車検証の写し
※自動車運転代行業については、認定車両の写真(車体に提示する認定番号が確認できるもの)の提出が必要となります。

申請期限◆3月10日(月)

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

施設園芸等燃油支援事業補助金のお知らせ

対象者◆町内施設で灯油・A重油を使用して野菜、花き、果樹、キノコ類を生産し、出荷販売した(する予定がある)町内の農業者・集落営農組織の方

申請方法◆次の書類を町農政課へ提出してください。

- ①燃油購入量を確認できる書類(領収書、納品書など)の写し
- ②園芸作物等の出荷伝票の写し
- ③補助金交付申請書(町農政課に備え付けています)

申請期限◆3月10日(月)

補助金額(千円未満切り捨て)

補助対象(令和6年10月から令和7年2月までの灯油またはA重油の購入量)×補助単価(1ℓ当たり10円)

申・問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908